

子育て応援 しもつけっ子プラン

みんな笑顔で
地域の宝を育てるために

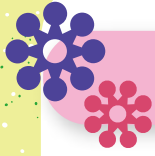
下野市子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

概 要 版



平成27年3月
下野市



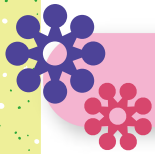
計画策定の背景と趣旨

わが国では近年、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢の変化等に伴い、急速な少子化が進行しています。

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。少子化が加速することは、人口構造に不均等をもたらし、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。そのため、安心して子どもを産み育てられるとともに、子ども自身が安心して健やかに育っていけるよう、**社会全体で子育てを支えていくことが重要となっています。**

下野市では、これまで「子どもたちが笑顔で心豊かに育つ安心子育てのまちづくり」の基本理念のもと、市民、地域、行政による子育て環境の整備に取り組んできました。

この「子育て応援 しもつけっ子プラン」は、「子ども・子育て関連3法」に基づく平成27年度から施行される新たな子育て支援の仕組みへの対応を図るだけでなく、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、**子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための指針として策定するものです。**



計画の期間と位置づけ

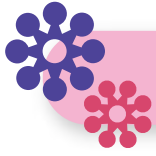
この計画の期間は、**平成27年度から平成31年度までの5か年とします。**計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

なお、国や栃木県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

また、この計画は「子ども・子育て支援法」、「次世代育成支援対策推進法」及び「市町村における母子保健計画策定指針」に基づく計画であるとともに、上位計画である「下野市総合計画」や各種部門別計画、さらに平成26年4月に施行された自治基本条例との整合、連携を図ります。

(年度)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
計画策定		子育て応援 しもつけっ子プラン (本計画)								
					評価・次期計画策定		次期計画 (平成32年度～)			

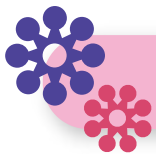
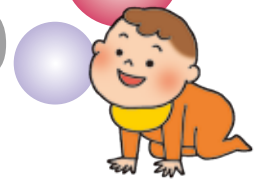


計画の基本理念

子どもたちは将来の下野市を担う宝であり希望です。子どもたちの笑顔はかけがえのないものです。子どもたちの笑顔を守り、健やかな育ちを支えることは、保護者の幸せにつながっていきます。さまざまな家庭環境の中で、子どもたち一人ひとりの健やかな育ちのために、子育てをきめ細やかに支援していくことは、地域全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

人づくりはまちづくり。子どもも大人も「このまちに住んでよかった、ここが我がふるさと」と思える下野市を目指します。

子どもたちが未来に向かって 健やかに育つまちづくり



計画の基本的視点

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、以下の基本的な視点に基づき、各種施策や事業に取り組みます。

1 すべての子どもの幸せと成長

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、一人ひとりの子どもが健やかに成長できること

2 安心できる子育て環境

妊娠・出産期からの切れ目ない支援をはじめ、ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育事業を展開し、安心して子どもを産み育てられる子育て環境を提供すること

3 協働による子育てしやすいまちづくり

子育ての第一義的責任を有する保護者がもつ価値観を尊重しながら、市民・地域・行政が協働し、子育てしやすいまちづくりを推進すること



★マークは
新規事業です!



**市がこれから取り組む
ことを紹介します!**

- 本計画は市内図書館や市ホームページでもご覧いただけます。
- 主な事業の内容は「子育てハンドブック」をご覧ください。

ぜひ、
ご覧ください!



基本施策

1 子どもを健やかに産み育てる環境整備

1 妊娠・出産への支援

健診等を活用し相談・指導の機会や場の確保を進めるとともに、不妊に関する相談支援や経済的負担の軽減を行います。

- ★ 産後の母子支援の充実
- 妊婦健康診査(母子健康手帳および妊婦健康診査受診券の交付)
- 両親学級(フレッシュママ・パパ教室)
- 妊娠サポート事業の充実

2 子どもや母親の健康の確保

健診・予防接種等の受診勧奨や受診しやすい環境をつくるなど、母子の健康管理を促進します。

- ★ 予防接種への助成
- ★ かかりつけ医制度の推進
- ★ 初期対応のための「家庭の医学」の推進
- 乳幼児健診
- 食育学習機会 など



3 育児不安の軽減と虐待防止への支援

相談や訪問等を通じ、保護者の育児に対する不安解消に努めるとともに、適切な支援・フォローが行える体制のさらなる強化を推進します。

- こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業
- 養育支援家庭訪問事業
- 相談体制の充実
- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)



2 心身ともに健やかな子どもの育ちを支える取り組みの推進

1 思春期の心身の健康づくり

子どもたち一人ひとりが自分を大切に思い、人を大切に思う心を育むなど、次代の親としての成長を支援する取り組みを推進します。

- 思春期相談・教育の充実
- 中・高生の乳幼児ふれあい体験



2 豊かな子どもをはぐくむ地域力の向上

地域の多様な主体が連携し、地域全体で子どもを育成する環境をつくります。

- ★ 放課後子ども教室
- ★ 世代間交流の推進
- ★ 子どもが安心して集える安全な居場所づくり
- 学校・家庭・地域・行政の連携及び協働
- 地域の人材を活用した教育の取組

3 親育ちへの支援

保護者が、親としての役割を深く認識できるよう支援するとともに、母親と父親がともに子育てにかかわっていけるよう、情報提供や普及啓発に努めます。

- 両親学級(フレッシュママ・パパ教室)
- 父親の育児参加促進



3 すべての子育て家庭を応援する体制の充実

1 教育・保育及び子育て支援事業の充実

利用者の視点に立ち、教育・保育事業及び子育て支援事業の量的かつ質的な充実に努めます。

- ★ 育児ママ・パパリフレッシュ事業
- ★ 市内の公立保育園の民営化
- 休日保育事業・夜間保育事業・乳児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) など

2 子育てに関する情報・相談・交流の充実

身近な地域に交流の機会や場を確保するとともに、情報提供や相談支援体制の充実に努めます。

- ★ 利用者支援事業
- ★ 石橋児童館整備事業
- 子育てに関する情報の発信
- 身近な子育て相談体制の充実
- 育児相談事業 など



3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、環境づくりと啓発活動を推進します。

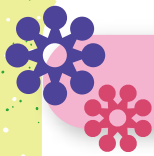
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各方面への啓発



4 社会的養護を必要とする家庭への支援

ひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭など、必要な人に適切な支援が提供される環境づくりを進めます。

- ① ひとり親家庭への支援
 - ・ひとり親家庭に対する相談体制の充実
 - ・母子家庭等対策総合支援事業
- ② 障がいのある子どもへの支援
 - ・幼稚園における特別支援教育の充実
 - ・障がい児保育事業 など



子ども・子育て支援新制度

平成27年4月スタート

保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものです。幼児教育・保育施設等へ市から給付を行い、幼児期の質の高い教育・保育を「個人への給付」として保障します。

子ども・子育て支援給付

施設型給付

(教育・保育施設)

- ・保育園(所)
- ・幼稚園※
- ・認定こども園

地域型保育給付

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育



地域子ども・子育て支援事業

1. 利用者支援事業
2. 延長保育事業
3. 放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ)
4. 子育て短期支援事業(ショートステイ)
5. 乳児家庭全戸訪問事業
6. 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
7. 地域子育て支援拠点事業
(地域子育て支援センター)
8. 一時預かり事業
9. 病児・病後児保育事業
10. 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター)
11. 妊婦健康診査事業
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業※
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業※

※すべての幼稚園が新制度に移行するものではありません。



新規事業

● 利用者支援事業

子ども・子育て新制度において新たに位置づけられた事業です。市民が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、関係機関との連絡調整や情報集約を行います。

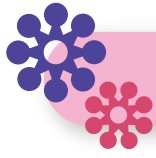


● 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、原則7日以内として養育・保護を行う事業です。



※量の見込み・確保の内容を設定しない項目



計画事業の量の見込み

教育・保育提供区域

子ども・子育てをめぐる事業計画について、下野市全域を一つとし市全体で取り組みます。かつ、地域のニーズに応じた柔軟な対応ができる体制をつくり、支援事業の整備に努めます。

認定の区分

新制度では、3つの区分認定に応じて幼稚園や保育所などの施設等の利用先を決定。利用希望の場合に認定を受けます。

認定区分	保育の必要性の有無	該当年齢	提供施設
1号	保育の必要性なし 幼児期の学校教育のみ	3歳～5歳	幼稚園、認定こども園
2号	保育の必要性あり	3歳～5歳	保育所、認定こども園
3号	保育の必要性あり	0歳～2歳	保育所、認定こども園、地域型保育事業

教育・保育の量の見込み

単位:人

認定区分	平成27年度(初年度)		平成31年度(計画最終年度)	
	見込み(ニーズ量)	提供体制(確保量)	見込み(ニーズ量)	提供体制(確保量)
1号認定(3歳～5歳) (教育希望)	845	1,087	831	1,087
2号認定(3歳～5歳) (保育必要・保育希望)	764	792	752	807
3号認定(0歳～2歳) (保育必要・保育希望)	392	437	379	562

✓ 提供体制、確保策の考え方

教育・保育事業において、今後の量の見込みに対して提供体制は確保されていますが、新制度移行による入所要件等の緩和に伴い、ニーズ量が増えることが予想されることから、引き続き、既存施設の認定こども園への移行を支援することにより、提供体制の充実を図ります。

✓ 教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容

平成27年度には私立幼稚園2園が認定こども園になる予定です。引き続き、既存施設の認定こども園への移行を支援することにより、保護者の多様なニーズに対応し、教育・保育の一体的提供を推進します。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名	単位	平成27年度		平成31年度	
		見込み(ニーズ量)	提供体制(確保量)	見込み(ニーズ量)	提供体制(確保量)
1.利用者支援事業	箇所	1	1	1	1
2.延長保育事業	人	401	404	389	404
3.放課後児童健全育成事業	人	772	775	728	868
4.子育て短期支援事業	人日/年	5	5	5	5
5.乳児家庭全戸訪問事業	人/年	493	493	460	460
6.養育支援訪問事業	人日/年	354	354	354	354
7.地域子育て支援拠点事業	人回/月	2,463	2,463	2,365	2,365
8.一時預かり事業【幼稚園】	人日/年	120,729	120,729	118,794	118,794
【その他】	人日/年	4,375	4,375	4,264	4,264
9.病児・病後児保育事業	人日/年	928	928	902	902
10.子育て援助活動支援事業	人日/年	1,664	1,664	1,612	1,612
11.妊婦健康診査事業	人/年	493	493	460	460

提供体制、確保策の考え方

ほとんどの事業において、見込みに対して、十分な提供体制が確保できるとみており、ニーズに応じてさらに体制を充実させていきます。

推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画の推進については、実効性を高めるため、庁内関係部署・課と関連機関や組織・団体等との連携強化を進めるとともに、市子ども・子育て会議※において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

※市子ども・子育て会議：子ども・子育て支援法により市町村への設置が規定された(努力義務)ことから、市の条例に基づいて設置されています。学識経験者や子どもの保護者、関係団体等から構成されています。

2 関係機関・団体等との連携

市民、地域の各種団体、市との連携・協働により、地域に密着した取り組みを積極的に推進します。そのため、教育・保育施設、家庭、地域、行政、企業等のそれぞれの役割と責任を果たすことが期待されます。